

## 法定相続情報証明制度の改正

前号に引き続き、平成30年税制改正の一部をご紹介します。

相続税の申告書を提出する際に添付する戸籍謄本の写しに換えて①戸籍謄本のコピー又は②法定相続情報一覧図の写しの提出も可能となりました。

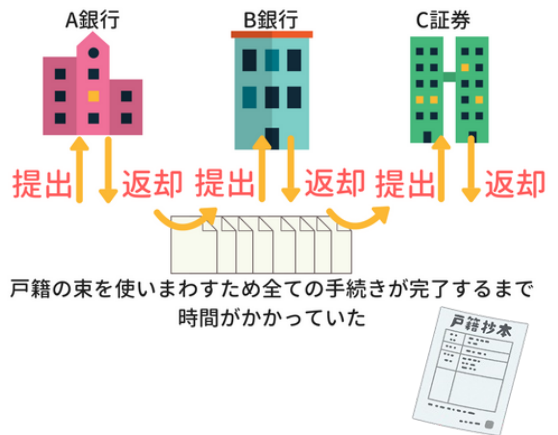
法定相続情報一覧とは・・・

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。

相続人等が登記所に対し、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本をすべて収集して、法定相続人関係図を作成したものを登記所へ提出すると、登記官が内容を確認して法定相続人一覧図の内容が正しいものであると証明書を交付する制度です。

戸籍謄本の発行は有料です。複数取得するとそれだけ金額もかかりますが、法定相続人一覧図の証明書の交付は無料です。複数請求することも可能です。

この証明書を名義変更が必要な銀行、証券会社、不動産登記の際に戸籍謄本の代わりとして提出できます。ゆえにこれまでのように被相続人が生まれた時から亡くなった時までの戸籍謄本の束を各提出先へ複数枚用意したり、回収して使いまわす必要がなくなりました。



但し相続税の申告書の添付書類としては機能していませんでした。理由は相続人の親子関係を示すにあたり、実子であるか、養子であるかその記載がないことでした。

当初、法定相続人一覧表には相続人が実子であるか養子であるかの記載が無かったため、法定相続人の証明はできても計算書類の検証機能が果たせず添付書類とは出来ませんでした。そこでこのたびの改正に当たり平成30年4月1日以降に作成された法定相続情報一覧図に改正があり実子と養子の区別が出来るように記載がされるようになりました。それを受けて相続税の申告書の添付書類として使用することが出来るようになりました。

### 適用時期

平成30年4月1日以後に提出する相続税申告書から適用されます。

別紙2

(記載例) 法定相続税申告書 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

被相続人 法務太郎 法定相続情報

最後の住所 〇〇〇市〇〇〇〇番地 住所 〇〇〇市〇〇〇3-4番地  
 出生 昭和〇〇年〇月〇日 出生 昭和45年6月7日  
 死亡 平成28年4月1日 (子)

(被相続人) 法務太郎 (申出人) 法務一郎  
 住所 〇〇〇市〇〇三丁目45番6号  
 出生 昭和47年9月5日  
 (子) 相続受子  
 住所 〇〇〇市〇〇三丁目45番6号  
 出生 昭和50年11月27日  
 (子) 養子 養子  
 住所 〇〇〇市〇〇五丁目4番6号  
 出生 昭和50年11月27日  
 (子) 養子 養子  
 住所 〇〇〇市〇〇〇〇番地  
 以下来自

作成日: 〇〇年〇月〇日  
 作成者: 〇〇〇士 〇〇 〇〇 田  
 (事務所: 〇〇市〇〇〇番地)

✓ 法定相続情報一覧表の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申込日を含んだ法定文、一筆照の写しの発行日、登記簿も照、登記簿日、注簿事項が印字される。

自署押印が認められる。相続人が多く、法定相続情報一覧表が2枚以上にわたる場合は別紙。

これは、平成〇〇年〇月〇日に申請があった当届保管に係る法定相続情報一覧表の写しである。

平成〇〇年〇月〇日  
 〇〇市〇〇〇〇番地

注) 本書面は、提出された戸籍簿謄本等の記載に基づくものである。相続税に  
 関しては、本書面に記載されない。また、相続税以外に利用することはない。  
 登録番号 3000000 1/1

法人税等申告書への署名押印制度の廃止

従来、法人税については確定申告書に法人代表者や経理責任者がそれぞれ署名して自己の印を押して税務署に提出しておりました。今回の改正により法人税の申告書についての自署押印制度が廃止されることとなりました。また、地方税でも、地方法人税、法人事業税、地方法人特別税の申告書等につきましても合わせて廃止となりました。

資本金1億円以上の大企業につきましては平成32年4月1日以降開始する事業年度から電子申告が義務化されます。その前段階として署名押印制度も廃止されます。電子申告の義務化に向けてこれまで複雑だった提出情報のスリム化も図られていきます。

適用時期

この署名押印廃止の改正は平成30年4月1日以後終了する事業年度又は申告義務が成立した申告の提出より適用されます。

以前にも述べさせていただきましたが、法人決算をする際は、事前にお客様と決算について打ち合わせて、お客様にとって最良の決算書を作成するようにいたします。

日頃の月次処理はもちろんのこと、時には訪問し現状を確認させていただいております。決算及び申告は綿密な打ち合わせと作成時間が必要です。その一年間の作成結果のご報告をして、代表者であるお客様からのご承認をいただいた書類を税務署へ提出しています。

署名の省略、電子申告化は提出が便利になりますが、事務的な業務にならぬように、私共はおお客様の代表者の方とは、従来以上に申告書についても詳しく説明を行っていきます。(担当：山本 修)

※今回改正により子の表現から長男、長女、養子等へ表記が変わります。

相続税申告における基礎控除の計算・・・

現在、相続税の基礎控除額は、3000万円+(法定相続人×600万円)で計算しております。この基礎控除額を超える財産をお持ちの方が相続税の申告対象となるのですが、基礎控除額の計算にあたり、養子がいる場合には、実子と取り扱いが異なります。

法定相続人のなかに養子がいる場合には、「法定相続人」の数に含める養子の数については、次のとおり制限があります。①被相続人に実子がいる場合は、基礎控除の計算上、法定相続人に含める養子の数は1人まで②被相続人に実子がない場合は養子の数は2人までとなっております。

例) 実子2人 養子3人 合計5人のケースの基礎控除の計算

$$3000万 + 600万 \times (\text{実子} 2 + \text{養子} 1) = 4800万円$$

※2人以上いても1人とカウントする